特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	【別添資料】予防接種に関する事務 基礎項目評価書(標準準拠システムへの移行に伴う並行稼働期間中の標準準拠システムに関する記載)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

泉南市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、生体認証により操作者を限定、追跡調査のためにコンピュータの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じる。

評価実施機関名

大阪府泉南市長

公表日

令和7年9月1日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

」 関連情報 ————	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費物収等の事務を行う。また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施に関する事務 ②予防接種法による健康被害救済の給付の支給に関する事務 ③予防接種法による実費の徴収に関する事務 ④統計処理・報告データ資料作成
③システムの名称	健康管理システム(標準準拠システム) 統合宛名システム(標準準拠システム) 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル	名
予防接種対象者ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律 第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の10の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第10条
4. 情報提供ネットワークシ	ンステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> (選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2(17,18,19の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第13条
5. 評価実施機関における	5担当 部署
①部署	健康子ども部保健推進課
②所属長の役職名	保健推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	健康子ども部保健推進課 大阪府泉南市信達市場1584-1 電話 072-482-7615
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ
連絡先	健康子ども部保健推進課 大阪府泉南市信達市場1584-1 電話 072-482-7615
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		芮]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
いつ時点の計数か		令和	17年9月1日 時点			
2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和7年9月1日 時点				
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[基礎	項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 3) 基礎項目評価書	及び重点項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。							
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	ర]	<選択肢> 1)特に力を入れて「 2)十分である 3)課題が残されて「				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分であ	ర]	<選択肢> 1)特に力を入れて「 2)十分である 3)課題が残されて「				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分であ	న]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されてい				
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない							
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分であ	ర]	<選択肢> 1)特に力を入れて「 2)十分である 3)課題が残されて「				
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提供ネ	ットワークシステム	なを通じた提供を除く。) []提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[十分であ	న]	<選択肢> 1)特に力を入れて「 2)十分である 3)課題が残されて「				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手)]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	న]	<選択肢> 1)特に力を入れて「 2)十分である 3)課題が残されて「				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分であ	ర]	<選択肢> 1)特に力を入れて「 2)十分である 3)課題が残されて「				

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない						
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	バー登録や副本登録の際(4情報又は住所を含む3情た上で上長の最終確認を終るリスクに対し、例えば次の・人為的ミスを防止する対策する。・特定個人情報を受け渡すよる保護、確実なマスキングで行う。・マイナンバー入りの書類をが含まれていないかな書類を発達の場合を含む情報を含む人情報を含し人情報を含し人情報を含し人情報を含し人情報を含し、特定個人情報を含し、情報を含し、情報を含し、情報を含む。	には、本人から報による照会を 報による照会を ととしているような対策を ではいいながながない。 ではいいでは、 ではいいでは、 ではいいでは、 ではいいでは、 ではいいでは、 ではいいでは、 ではいいでは、 ではいいでは、 ではいいでは、 ではいでは、 ではいでは、 ではいいでは、 ではいでは、 ではいいでは、 ではいいでは、 ではいいでは、 ではいでは、 ではいでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有を使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードにうとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数 は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報			

9. 監	查			
実施の)有無	[〇] 自己点検	[]内部監査	[] 外部監査
10. 彼	É業者に対する教育・	啓発		
従業者	だ対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 量	も優先度が高いと考	えられる対策	[]全	項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優る対策	先度が高いと考えられ	3) 権限のない者によってる4) 委託先における不正な付5) 不正な提供・移転が行る6) 情報提供ネットワークシ	れるリスクへの対策 事務に必要のない情! 不正に使用されるリス 使用等のリスクへの対け かれるリスクへの対け システムを通じて不正 システムを通じて不正	報との紐付けが行われるリスクへの対策 スクへの対策 対策 を(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 外の入手が行われるリスクへの対策 な提供が行われるリスクへの対策
当該対	†策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	編)に則り、漏えい・滅失・毀損るともに、特定個人情報ファイルのる。また、下記を徹底する運用として・特定個人情報を含む書類やU・USBメモリは、事前に許可を得・不要文書を廃棄する際は、特別を行う。・特定個人情報が記録された書	を防ぐための物理的 の滅失・毀損が万が一 ている。 ISBメモリは、施錠で 計た媒体のみ使用可能 定個人情報が記録さ に類等を廃棄する場合	の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じると一発生した場合に備え、バックアップを保管していきる書棚等に保管することを徹底する。能となるよう業務端末上制御を行っている。まれた書類等が混入していないか、複数人による確合には、廃棄した記録を保存する。 の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分であ

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月1日	全体		新規作成(同一評価書番号の評価書の別添資料とする)	事前	本資料は、標準準拠システム への移行に伴う並行稼働期間中の標準準拠システムに 関する記述であり、並行稼働 期間中は、同一評価書番号 の評価書に付属する別添 料として扱うものである。 なお、標準準拠システムへの 移行が完了し、旧システムに おける特定個人情報の取り扱 いが終了した後には、本 が要 で が要に応じて変更を行うもの とする。